

第30次地方制度調査会

第9回専門小委員会 提出資料

平成24年3月29日

全国知事会

政令指定都市をめぐる課題について

1. 道府県と政令指定都市間で大きな課題は生じていないとする意見

- 「二重行政」について大きな課題があるとの認識はない。
- 政令指定都市が「二重行政」とする例は、役割分担し相互に補完することでサービスの充実を図っているもの。
- 協議の場を設け役割の明確化や適正化を図り、大きな問題は生じていない。

2. 道府県と政令指定都市間で課題を指摘する意見

- ① 類似の施策・サービスに関する課題
 - ・ 野球場や図書館などの施設が重複し、効率的な行政運営等で課題がある。
 - ・ 両者が実施する事業・施設(制度融資、公設試験研究機関等)について非効率な事例がある。
- ② 関連する施策のつなぎ目に齟齬が生じている
 - ・ 県による河川整備と市が行う下水道整備の事業の調整が不十分であると、効果的なゲリラ豪雨対策がとれない。
- ③ 都市圏全体の広域調整機能が確保されていない
 - ・ 新型インフルエンザへの対応事例
府と市の連携がうまくいかず、学校の休校措置のタイミングが異なってしまった。
 - ・ 特別高度救助隊(ハイパーレスキュー隊)の事例
県に権限がないため、知事からの出動要請に対し、市長が応じられなかった。
- ④ 事務配分と財源配分にねじれが生じている
 - ・ 教職員の任命・配置は政令指定都市、給与負担は道府県。

大都市制度のあり方について

3. 「特別自治市構想」は検討すべき課題が多く、慎重な検討が必要

- ① 現行の道府県の区域が複数の広域自治体に分割される恐れ。
- ② 道府県全体の広域調整機能が低下する恐れ。
- ③ 一人の長に広域自治体が行う事務まで権限が拡大することで、本来の基礎自治体としての機能が十分発揮できなくなる恐れ。
- ④ 税財源が特別自治市市域に偏在する結果、周辺自治体との財政力格差が拡大する恐れ。

4. 大都市制度の検討に当たっての留意点

- ① 大都市制度のあり方は都道府県制度のあり方と表裏一体。全国知事会の意見も十分に踏まえて検討すべき。
- ② 政令指定都市の状況(人口等の規模、都市機能の集積状況や成熟度など)は様々であるので、都市の態様を踏まえた議論が必要。
- ③ 大都市のみを議論するのではなく、併せて周辺市町村への影響も考慮すべきである。